

青森県報

号外第十六号

令和六年
三月二十九日
(金曜日)

目次

規則

○青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課)…
○青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、
及び補助執行させる規則の一部を改正する規則……………(同)…

規則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第十三号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第八号口中「及び第三条の三第三項」を、「第三条の三第二項及び第三条の四第三項」に改め、同号ハ中「及び第三条の三第一項」を、「第三条の三第一項及び第三条の四第一項」に改め、同項第十二号ハ及びリ中「食肉衛生検査所長」を「青森県食肉衛生検査所長」に改め、同項第十五号キ中「第四十四条の三の三」を「第四十四条の三の六」に、「第五十条の四」を「第五十条の七」に改め、同

項第十八号トからリまでの規定中「第二十四条の二十四第二項」を「第二十四条の二十四第三項」に改め、同号タ中「第五十六条第四項」を「第五十六条第三項」に改め、同項中第二十九号から第三十号までを削り、第二十八号の次に次の二号を加える。

二十九及び三十 削除

第五条第三号中「青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例」を「青森県地域民局、保健所及び衛生研究所使用料及び手数料徴収条例」に改め、同号ロ中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

第五条の二に次の一項を加える。

2 前項に規定する事務のほか、東青地域民局長に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 青森県地域民局、保健所及び衛生研究所使用料及び手数料徴収条例第四条の規定による手数料の減免(生活保護法による被保護者及び当該被保護者と同一の世帯に属する者に係るものに限る。)に関すること。

第五条の三の見出しを「(青森県衛生研究所長への委任)」に改め、同条中「青森県環境保健センター所長」を「青森県衛生研究所長」に改め、同条第一号中「青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例第四第一項」を「青森県地域民局、保健所及び衛生研究所使用料及び手数料徴収条例第四条」に改める。

第六条の見出しを「(青森県食肉衛生検査所長への委任)」に改め、同条中「食肉衛生検査所長」を「青森県食肉衛生検査所長」に改める。

第九条第一号イ中「実施」の下に「又は社会的養護自立支援拠点事業の実施」を加え、同号レを同号ツとし、同号タ中「第三項まで(同条第六項において準用する場合を含む。)」及び同条第四項を「第四項まで」に改め、同タを同号ソとし、同号中ヨをレとし、ヲからカまでをカからタまでとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 第三十一条の二第一項の規定による在所の措置に関すること。

ワ 第三十一条の二第二項の規定による在所及び委託の継続の措置並びにこれらの措置の変更の措置に関すること。

第十三条第二項中「地域民局()の下に「東青地域民局及び」を加え、同条第三項第一号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十八条第一項第五号ニ、ホ及びウ中「第十条第二十五号」を「第十条第二十六号」に改め、同項第十六号を次のように改める。

- 十六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）の施行に関する次のこと。
- イ 第三十六条第三項の規定による必要な措置に係る指示に関すること。
- ロ 第三十七条の規定による簡易専用水道による給水停止命令に関すること。
- ハ 第三十九条第三項の規定による簡易専用水道の設置者からの報告の徴収に関すること。

第十八条第一項第十九号ハ、第二十二号ロ及び第二十三号ハ中「建築主事」の下に「及び建築副主事」を加え、同項第二十四号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号ト中「建築主事」の下に「及び建築副主事」を加え、同条第二項第三号中ハ及びニを削り、ロをリとし、イをチとし、同号にイからトまでとして次のように加える。

- イ 第二百四十三条の二第一項の規定による指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託に関すること（滞納された家賃、敷金、駐車場の使用料等の収納並びに敷金及び過誤納金の還付（損害賠償金がある場合の敷金の還付を除く。）に係るものに限る。）。
- ロ イに係る第二百四十三条の二第二項の規定による告示に関すること。
- ハ イに係る第二百四十三条の二第三項の規定による指定公金事務取扱者の名称等の変更の届出の受理に関すること。
- ニ ハに係る第二百四十三条の二第四項の規定による告示に関すること。
- ホ イに係る第二百四十三条の二第五項後段の規定による委託の承認に関すること。
- ヘ ホに係る第二百四十三条の二第六項後段（同条第七項の規定により適用される場合を含む。）の規定による再委託の承認に関すること。
- ト イ、ハ、ホ及びヘに係る第二百四十三条の二の二第二項の規定による指定公金事務取扱者からの報告の徴収に関すること。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第十四号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則（昭和三十九年八月青森県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第八号中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改める。

別表第三中 「財政課長」を 「財政課長」に、
「総務部長」を 「財務部長」に、
「総務学事課長」を 「総務学事課長」に、
「総務文書課長」を 「総務文書課長」に、

「総務学事課長」を 「総務学事課長」に、
「総務文書課長」を 「総務文書課長」に、

「財政課長」を 「財政課長」に、
「総務学事課長」を 「財務部長」に、
「総務部長」を 「総務部長」に、
「総務学事課長」を 「総務学事課長」に、
「財務部長」を 「財務部長」に、

「総務学事課長」を 「総務学事課長」に、
「総務文書課長」を 「総務文書課長」に、
「人事課長」を 「人事課長」に、
「総務学事課長」を 「総務文書課長」に、

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（発行者・発行人） 青森市長 島一丁目一番一号 青森 県	（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十八円九十銭
------------------------------------	---	-------------------------------